

# 定 款

有限責任中間法人  
横浜市鍼灸マッサージ師会

平成20年2月29日 作 成  
平成20年2月29日 認 証  
平成20年4月 1日 法人成立

## 第1章 総 則

### [名 称]

第1条 当法人は、有限責任中間法人 横浜市鍼灸マッサージ師会 と称する。

### [主たる事務所の所在地]

第2条 当法人は、主たる事務所を横浜市に置く。

### [目 的]

第3条 当法人は、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の学理と技能の研鑽に努め、公衆衛生の向上及び地域住民の健康保持増進に寄与し、社会的評価を確立すると共に社員の福利を図ることを目的とする。

その目的に資するために次の事業を行う。

1. 鍼・灸・マッサージに関する学理、技能の研修会などの事業
2. 医療保険取り扱いに関する事業
3. 鍼・灸・マッサージの振興普及に関する事業
4. 社員の福利厚生に関する事業
5. 前各号に掲げる事業に付帯または関連する事業

### [基金の総額]

第4条 当法人の基金の総額は、金300万円とする。

### [公告の方法]

第5条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

### [基金の拠出者の権利に関する規定]

第6条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

### [基金の返還の手続き]

第7条 基金の拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って返還する。

## 第2章 社 員（会 員）

### [入 社]

第8条 当法人は、横浜市内に在住、在勤もしくは施術所を有するはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師を以って組織され、その目的に賛同し、入社した者を社員(会員)とする。

- 2 社員(会員)となるには当法人所定の書式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

### [経費の負担]

第9条 社員は、当法人の目的を達成する為、それに必要な会費並びに審査料を支払う義務を負うものとする。

- 2 既納付の会費並びに審査料については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

### [退 社]

第10条 社員はいつでも退社する事ができる。但し、1か月以上前に当法人に対して予め退社の予告をするものとする。

- 2 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由により退社する。
  1. 総社員の同意

2. 死亡または解散
3. 除名
4. 社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、社団法人神奈川県鍼灸マッサージ師会を退会または除名された者
5. 6か月以上の会費の滞納

[除名]

第11条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反するような行為をしたとき、社員としての義務に違反したとき、本定款若しくは決議事項に違反したとき、或いは社員としての名誉を著しく毀損したときは、社員総会の決議により戒告又は除名することが出来る。

[社員名簿]

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

[設立時の社員の氏名又は名称及び住所]

第13条 当法人の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

横浜市南区大橋町3丁目65番地

荒井 務

横浜市港南区芹が谷三丁目27番22号

小澤 繁之

横浜市西区平沼一丁目16番6-304号

角田 敏男

横浜市神奈川区神大寺一丁目10番13号

岡部 裕志

横浜市旭区さちが丘166番地の1

谷口 修一

横浜市青葉区青葉台二丁目32番地48

大淵 真

横浜市金沢区釜利谷東七丁目5番22号

松野 徹

横浜市西区霞ヶ丘51番地

内田 豊彦

横浜市栄区小菅ヶ谷二丁目39番18号

君嶋 忠勝

### 第3章 社員総会及び理事会

#### [社員総会]

第14条 当法人の社員総会は定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎年5月に開催する。

但し、次の各号のひとつにより、開催の目的を付して請求のあった場合には30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

1. 社員の3分の1以上の請求のあった場合。
2. 監事連名にて請求のあった場合。
3. 理事会の決議による場合。

#### [開催地]

第15条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

#### [招集]

第16条 社員総会は、代表理事がこれを招集する。

- 2 社員総会を招集するには緊急の場合のほか、会日より1週間前までにその日時、議案等の通知を付し各社員に発送することを要する。

#### [決議の方法]

第17条 社員総会は、社員の3分の1以上の出席により成立する。(委任状提出による者も含む。)社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席社員の議決権の過半数の賛否によりこれを決する。賛否同数の場合は議長が決する。

但し、当法人の解散に関する決議は社員総会において、出席社員の4分の3以上の賛成を要する。

#### [議決権]

第18条 社員は、各1個の議決権を有する。

#### [議長]

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは予め理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

副議長1名は当該社員総会において選任する。

#### [決議事項]

第20条 次の事項は社員総会の承認を得なければならない。

1. 収支予算及び決算
2. 事業計画及び報告
3. 定款の改廃及び解散
4. 社員総会の決議事項中、必要な事項
5. 財産管理に関する事項
6. 役員を選出、懲戒及び解任  
但し、第30条に規定する代表理事による理事の選任を除く。
7. その他、代表理事が必要と認めた事項

#### [理事会]

第21条 理事会は随時開催し、当法人の理事会と社団法人神奈川県鍼灸マッサージ師会代議員合同会議を毎年1回又は必要に応じて開催する。

#### [招集]

第22条 理事会は代表理事がこれを招集する。

[決議の方法]

第23条 理事会は理事の過半数の出席により成立する。

理事会の決議は理事の過半数が出席し、出席理事の過半数の賛否により決する。

[議長]

第24条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

[決議事項]

第25条 次の各号は理事会の承認を得なければならない。

1. 収支予算及び決算
2. 事業計画
3. 代表理事の任命した保険部審査員の承認
4. その他、当理事会業務の執行上必要な事項

[議事録]

第26条 社員総会並びに理事会の議事については、それぞれ議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事がこれに記名押印する。

## 第4章 理事及び監事

[員数]

第27条 当法人には、次の役員を置く。

|    |               |          |
|----|---------------|----------|
| 理事 | 社員総会により選任された者 | 6名以上9名以内 |
|    | 代表理事により選任された者 | 3名以内     |
| 監事 | 社員総会により選任された者 | 2名以内     |

[資格]

第28条 当法人の理事並びに監事は、当法人に入社後1年以上の社員の中から選任する。

- 2 理事並びに監事が、当法人の社員に著しく不利益な言動を行なった場合には社員総会の承認を得て解任することが出来る。

[任期]

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

[代表理事]

第30条 当法人には代表理事1名を置き、理事の互選によりこれを定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表する会長とし、法人の業務を統括する。
- 3 代表理事は理事会の承認を得て、3名以内の社員を理事に選任することが出来る。
- 4 代表理事は、次の各号について先決処理することが出来る。
  - ①. 簡易なる案件

- ②. 前例により必要とする事項
- ③. 緊急を要するため理事会を招集することが不可能な事項  
但し、前各号においては次期理事会の承認を要する。

#### [監 事]

第31条 監事は理事の当法人の業務執行並びに経理を監査し、重要な過誤を発見した場合は監事連名にて社員総会を招集して事態を收拾し、又理事が総辞職した際はこれを受理する。

#### [役 職]

第32条 理事の職制を次の通り定める。

代表理事たる会長、副会長、総務部長、経理部長、学術部長、保険部長、福利厚生部長、組織部長、広報部長

2 理事の職務を次の通り定める。

- ①. 代表理事たる会長は当法人を代表し、執務を統轄し理事会を招集する。
- ②. 副会長は代表理事たる会長を補佐し、代表理事たる会長に事故あるときはその任務を代行する。
- ③. 総務部長は文書の発注、記録の整備等を行う。
- ④. 経理部長は収支の記録、財産の管理及び予算決算書の作成等を行う。
- ⑤. 学術部長は学理・技能の研修及び鍼・灸・マッサージの振興・普及を行う。
- ⑥. 保険部長は医療保険関係の教育及び医療保険取り扱いの指導等を行う。
- ⑦. 福利厚生部長は会員の福利・厚生に関する事項を行う。
- ⑧. 組織部長は当法人の組織強化をはかる事項を行なう。
- ⑨. 広報部長は会報発行等の広報関係の事項を行う。

3 当法人に顧問、相談役を推戴することが出来る。

4 顧問、相談役は代表理事たる会長が推薦し、理事会の承認を得て決定する。  
顧問・相談役は理事の諮問に応ずる。

#### [理事及び監事の報酬]

第33条 理事並びに監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

## 第5章 計 算

#### [事業年度]

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### [その他]

第35条 当法人の経理は社員の負担する会費及び、その他の収入を以って運営する。

2 会費の額は社員総会において定める。

3 事業年度中に借入金を必要とする場合、前以て理事会の承認を得るほか、借入額は当該事業年度内に償還し得る額を限度とする。

4 毎年度決算において剰余金の生じた場合は次年度に繰り入れるものとする。

## 第6章 附 則

### [最初の事業年度]

第36条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成21年3月31日までとする。

### [設立時の理事及び監事]

第37条 当法人の設立時理事及び監事は、次のとおりとする。

|        |         |
|--------|---------|
| 設立時の理事 | 荒 井 務   |
| 同      | 小 澤 繁 之 |
| 同      | 角 田 敏 男 |
| 同      | 岡 部 裕 志 |
| 同      | 谷 口 修 一 |
| 同      | 大 淵 真   |
| 同      | 松 野 徹   |
| 同      | 内 田 豊 彦 |
| 設立時の監事 | 君 嶋 忠 勝 |

### [最初の理事及び監事の任期]

第38条 当法人の最初の理事並びに監事は、就任後1年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

### [その他]

第39条 この定款に規定のない事項は、全て中間法人法その他の法令によるものとする。

以上 有限責任中間法人 横浜市鍼灸マッサージ師会 を設立の為、この定款を作成し社員がこれに記名押印する。

平成20年 2月29日

社 員 荒 井 務

社 員 小 澤 繁 之

社 員 角 田 敏 男

社 員 岡 部 裕 志

社 員 谷 口 修 一

社 員 大 淵 真

社 員 松 野 徹

社 員 内 田 豊 彦

社 員 君 嶋 忠 勝

# 定 款 細 則

## 第1章 会員に関する規程

- 第1条 当法人の社員は、正社員と準社員(高齢社員・従業員社員・新卒社員)とし、次に掲げる規定による。
- ①. 高齢社員とは、前身の横浜市鍼灸マッサージ師会からの正会員歴が通算して20年以上で、併せて75歳以上のもので、本人が希望した場合。
  - ②. 従業員社員とは、当法人の正社員の経営する施術所に勤務するはり・灸・マッサージ師で本人が希望した場合。但し、独立開業したときは除く。
  - ③. 新卒社員とは、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師免許の何れかを取得後満5年未満の者で本人が希望した場合。但し、5年を超えた場合は除く。
2. 社員は、社員総会に出席する事は出来るが、準社員は議決権を有しない。
3. 社員は、横浜市国民健康保険及び、老人医療保険等の医療保険を取り扱う事が出来る。医療保険を取り扱う場合は当法人横浜鍼灸マッサージ師会保険部審査会に提出し審査を受けなければならない。
- 第2条 当法人の会費を次の通り定める。

1. 入会金 30,000円(この内15,000円は上部団体へ拠出)
2. 会 費(月額)正社員 3,000円(この内 1,900円は上部団体へ拠出)  
準社員 2,100円(この内 1,000円は上部団体へ拠出)
3. 準社員(従業員社員・新卒社員)は、入会金10,000円とする。
4. 会費は、1年前分納と、6ヶ月分年2回の分割払いの2種類とする。
5. 納入期限は、全納は6月30日まで。  
分割の場合は前期6月30日まで、後期12月31日までとする。
6. 年度の中途入社の子費は月割り計算とし、年度の中途退社には会費は月割りで返還する。  
分割払い社員の中途退社の場合は、未払い月会費を退社時に納入し精算する。
7. 会費は状況により増減する事があり、その場合は社員総会の承認を得なければならない。

## 第2章 経理に関する規程

- 第3条 社員の納入された会費及びその他の収入は、経理部長が管理する。
- 第4条 当法人の業務執行のため、又は当法人を代表して行動した時は、行動費を支給し、そのために要した費用は当法人が負担する。支給額については理事会で定める。

## 第3章 厚生資金に関する規程

- 第5条 当法人の厚生資金の支給は、次の通り定める。
1. 死亡弔慰金 30,000円(弔慰金及び弔電、生花を届ける。)
  2. 病氣見舞金 20,000円

- |    |       |            |
|----|-------|------------|
| 3. | 結婚祝い金 | 10,000円    |
| 4. | 出産祝い金 | 10,000円    |
| 5. | 火災見舞金 | 全焼 30,000円 |
|    |       | 半焼 20,000円 |
6. 病気見舞金は、3ヶ月以上業務に支障をきたす疾病に罹患したと認められる場合。再度の病気見舞金の請求は、最初の見舞金給付後3年を経過した場合に摘要する。同一疾患は支給対象としない。
7. 出産祝い金は、社員及びその配偶者とし、出産の都度に支給する。
8. 厚生資金は、入社後1年以上の社員に支給する。
- 第6条 厚生資金は、経理部長が管理する。
- 第7条 厚生資金の支給を申請する場合は、本人又は家族が支給申請書と証明する書類を添え、代表理事たる会長に提出する。
- 第8条 福利厚生部長は前条の請求があった場合は、その申請は正確であることを確認した後、所定の金額を贈る。

## 第4章 役員選挙に関する規程

- 第9条 役員選挙は、社員総会において選挙管理委員によって執行する。
- 第10条 選挙管理委員は出席社員中より5名を選出し、内1名を互選により委員長とする。
- 第11条 役員選挙に際して、正副議長・理事・監事を以って推進委員会を設置し、必ず9名以上の理事候補者及び、2名以上の監事候補者を選出し、推進委員長は社員総会において選挙管理委員長に提出する。
- 第12条 役員選挙は、理事・監事を各々無記名投票により行い、選挙管理委員長は、その結果を議長に報告する。
- 第13条 理事・監事は相互に兼務することは出来ない。

## 第5章 議長に関する規程

- 第14条 議長は、社員総会・理事会を主宰し総会の会議を開閉し議場の秩序を保持する。
- 第15条 議長は、書記を指名し、議事録を調整させ誤りなき記録を整備する。

## 第6章 議事規程

- 第16条 社員総会・理事会の議案は、総て議長に提出するものとする。
- 第17条 議長は、提出議案を議題とするか否か、賛否を問い2名以上の賛成者を得た場合は議題として審議する。
- 第18条 議長は、必要と認めた場合は委員を任命し議案を委員会に付託研究させることができる。
- 第19条 委員会は、会議開催中に開くことが出来る。
- 第20条 委員会が早急に結論を得ることが出来ない場合は、継続審議とし次期社員総会に提出することができる。
- 第21条 委員会に付託された議案は委員長の報告を得た後でなければ、本会議の議題とすることが出来ない。

- 第22条 修正案又は議案の提出は、2名以上の賛成者を得なければ議題とすることが出来ない。
- 第23条 発言者は議長の許可を得た後、議長に向かつて行われる。社員相互間の討議は許されない。
- 第24条 発言者は氏名を明らかにした後、議題外にわたり若しくは議題の範囲を逸脱してはならない。
- 第25条 発言者が表決討論続行中、討論打ちりの動議が提出されその動議が成立した時、議長は直ちに採決を行う。
- 第26条 議長は採決に当たって議案又は動議の内容を宣告する。議長が採決を宣告した以後は何人も議題について発言することは出来ない。
- 第27条 表決は出席者起立により、議長は賛否の数を確認して宣言する。  
賛否の数確認し難い時、又は議長の宣告に対し出席者の5分の1以上から異議の申し立てがあった場合は、議長は記名投票により再度採決しなければならない。
- 第28条 1議案に2以上の修正案が提出された場合は議長の判断により、原案に最も隔たった修正案から先に採決し最後に原案の採決を行なう。
- 第29条 議案が可決した時は、議長は議決の内容を報じ確認するものとする。

## 第7章 事務所に関する規程

- 第30条 勤務体系、賃金その他については就業規則に定める通りとする。
- 第31条 事務長は、代表理事たる会長が兼任する。  
但し、場合に応じて、代表理事たる会長は当法人社員より理事会の承認を得て事務長を選任する。
- 第32条 事務長は、当法人の主たる事務所業務の全般を把握・監督し、事務員採用を担当、事務員の教育指導を行う。

## 第8章 医療保険取り扱い規程

- 第33条 医療保険を取り扱うにあたっては法的基準を満たした施術所を備え、請求にあたっては実際に施術をしたはり師・きゅう師・マッサージ師の氏名で申請しなければならない。
- 第34条 医療保険の制度をよく理解し正しく取り扱わなくてはならない。医療保険申請書類等の審査において取り扱いに関し不備及び不正請求の適正化を図るため調査することができる。社員(会員)は審査会の調査に協力しなければならない。
- 第35条 取り扱いに関し不正等を行った場合、代表理事たる会長はその者に対し取り扱い停止及び第11条(除名)等の措置を取ることが出来る。
- 第36条 医療保険等の書類は当法人横浜市鍼灸マッサージ師会の主たる事務所へ送付し、保険部はそれを管理する。
- 第37条 医療保険申請書類等の不備を防ぐために保険部に内部審査の審査会を置き、代表理事たる会長は審査員を任命する。審査員は知り得た内容をみだりに洩らしてはならない。
- 第38条 申請書類等の審査を受けるにあたっては、審査料の納入を必要とする。その額については理事会で定め社員総会の承認を得る。
- 第39条 医療保険申請書類等の審査を受け審査料を納入した後に返却された申請書類等は、再審査を受けた場合も審査料の納入を必要とする。

第40条 医療保険申請書類等の審査を受け納入した審査料は返却しない。

## 第9章 積立金制度規程

第41条 当法人の会計に目的をもった積立金制度を設けることができる。

- 1、 主たる事務所購入準備積立金
  - 2、 創立祝賀式典準備積立金
- 当法人の節目における祝賀会資金に充当する。

## 第10章 表彰規程

第42条 前身の横浜市鍼灸マッサージ師会から当法人に入社して通算30年以上をこえる会員又は、当法人の名誉のため顕著なる功績ありと認められる者等を定時総会などにおいて代表理事たる会長がこれを表彰することができる。

## 第11章 付 則

第43条 当法人には社団法人神奈川県鍼灸マッサージ師会の議事に出席する代議員(以下、神奈鍼代議員と称する。)を置くものとし、その人数は社団法人神奈川県鍼灸マッサージ師会の規約による相当数とする。

- 2 神奈鍼代議員は理事会において、社員中より選出し任期は2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、任期満了前に退任した神奈鍼代議員の補欠として選任された神奈鍼代議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 神奈鍼代議員は当法人を代表し、上部団体である社団法人神奈川県鍼灸マッサージ師会の会議に出席する。

本定款及び定款細則の改廃については定款第20条第3項の規定に準ずる。

本定款及び定款細則は平成20年4月1日より施行する。

---

## 中間法人横浜市鍼灸マッサージ師会設立記念誌

平成20年12月発行

編集 中間法人横浜市鍼灸マッサージ師会  
広報部：大淵真、藤本温 事務：本田倫子、坂井美恵子  
横浜市中区住吉町1-4 第三白井ビル6階  
TEL：045-222-1255 FAX：045-222-1265

印刷 株式会社DMI  
横浜市旭区二俣川2-77-6  
TEL：045-364-1850 FAX：045-364-8872

---